

東日本大震災からの復興期の中小企業金融[#]

—震災後5年の経験から浮かび上がる課題—



家 森 信 善
(神戸大学)
(経済経営研究所教授)



相 澤 朋 子
(日本大学)
(商学部専任講師)

目 次

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| 1. はじめに | 4.3 政策金融機関 |
| 2. 被災地の中小企業金融の総体的な状況 | 5. 本業の収益力向上に向けた動き |
| 3. 個別企業の状況の把握の試み | 5.1 貸出先企業の売上低迷と本業支援 |
| 3.1 震災復興企業実態調査 | 5.2 担保付融資からプロジェクトファイナンスへ |
| 3.2 債務負担の削減 | 5.3 地域経済の低迷と地域金融機関の長期目標 |
| 3.3 新規借入 | 5.4 東北大学の産学官金連携「金融人材育成講座」 |
| 3.4 地震保険や賠償金の影響 | |
| 4. 政策対応の効果 | 6. むすび |
| 4.1 公的資本の注入 | |
| 4.2 信用保証制度 | |

1. はじめに

中小企業の経営の特徴の一つとして、自然災害ショックに対して脆弱なことをあげることができる。なぜなら、中小企業は少数の事業所を持っているだけで、通常は、狭い地域内で展開

している。そして、取引先もしばしば同じ地域に位置する企業であったり、消費者であったりする。したがって、本稿で分析の焦点を当てる東日本大震災を考えるとよくわかるように、基盤とする地域が大震災に見舞われると、自社の主要な施設が深刻な被害を受けて、供給体制

[#] 本稿は、(独立行政法人)経済産業研究所で進めている研究プロジェクト「地方創生に向けて地域金融に期待される役割-地域経済での雇用の質向上に貢献するための金融を目指して-」、科学研究費(基盤研究B)「地域創生のための地域金融機関の役割に関する研究」、および、東北大学大学院経済学研究科 地域産業復興調査研究プロジェクトの調査研究の成果の一部である。

が崩壊するだけでなく、有力な取引先が被災してしまい、販売先も失ってしまうことになりやすい。

また、わが国の中小企業は自己資本が少なく、借入に依存している割合が高い。このため、震災等によって大きな損害を受け、事業活動が停止すると、借入の返済が困難になる一方で、復旧のための追加的な借入が必要になる。しかし、銀行側から見れば、大きな損害に見舞われて、既存融資の返済に困難を来している状況の下で、追加的融資を行うことはしばしば難しい。とくに、東日本大震災のような大規模災害となると、金融機関自身も大きな損害を受けて、リスクテイク能力が低下していることも少なくない。

しかし、大規模災害のために窮状に陥った企業の多くは、これまで返済を続けてきた企業であり、状況が落ち着けば、返済を再開することが期待できる。したがって、一時的な資金不足によって倒産させてしまうよりも、金融機関が長期的な視点から資金提供を行うことで、倒産を回避することの方が望ましいと考えられる。とくに、地方圏では新しい企業を興す人が少ないので、企業の倒産・廃業の増加は、被災者の職場を奪うことになり、地域の復興を遅らせてしまう。

中小企業金融機関は、困難に直面している顧客を支援することを重要な使命としているが、震災のような非常時においては、とくに支援機能の発揮が期待される。たとえば、金融庁の『平成25 事務年度 中小・地域金融機関向け 監督方針』（2013年9月）で、「被災地域の本格的な復興に向けて、地域金融機関による金融仲

介機能の発揮の真価が問われる。また、実効性のある支援のためには、将来における顧客企業の事業拡大等を展望した積極的なニューマネーの供給や、いわゆる二重債務問題（既往債務が負担になって新規の資金調達が困難となる等の問題）の解消の双方に、スピード感をもって取り組むことが不可欠である。」と指摘されているとおりである。

本稿では、震災からの復興プロセスにある東北地方の中小企業金融の経験を振り返りながら、これからの地域金融機関の取り組みの課題について考えてみたい。具体的には、第2節では、ごく簡単に被災地の中小企業金融の総体的な状況を各種の統計で確認する。第3節では、企業アンケートを使った調査結果に基づいて、中小企業の細かな状況を確認する。ここまでで、震災発生直後に心配されたような中小企業にとっての金融環境の大幅悪化という事態は発生しなかったことが確認できたので、第4節では、その理由の一つだと考えられる政策的な取り組みの役割について評価しておく。ただ、資金繰りを付けるだけの金融的な対応だけでは、問題を先送りしているだけになりかねず、企業の本業の収益性を高める取り組みが不可欠である。そうした観点で、第5節では、東北地域で進められている注目すべき取り組みを紹介する。最後の第6節は、本稿のむすびである。

2. 被災地の中小企業金融の総体的な状況

東日本大震災が発生すると直ちに政府は、金融担当大臣と日本銀行総裁の連名で、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる

災害に対する金融上の措置について」を公表し、金融機関に対して、「融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること」を要請した。さらに、3月22日には、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について」を发出し、「被災に遭われた事業者における期末資金等の必要資金に係る融資申込みに対しては、それぞれの実情を踏まえ、融資審査に際しての提出書類等を必要最小限のものとするなど、弾力的・迅速な対応を行う」ことや「被災に遭われた中小企業者及び住宅ローン借入者からの貸付条件の変更等の申込みに対しては、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的な対応を徹底する」ことを金融機関に改めて要請した。

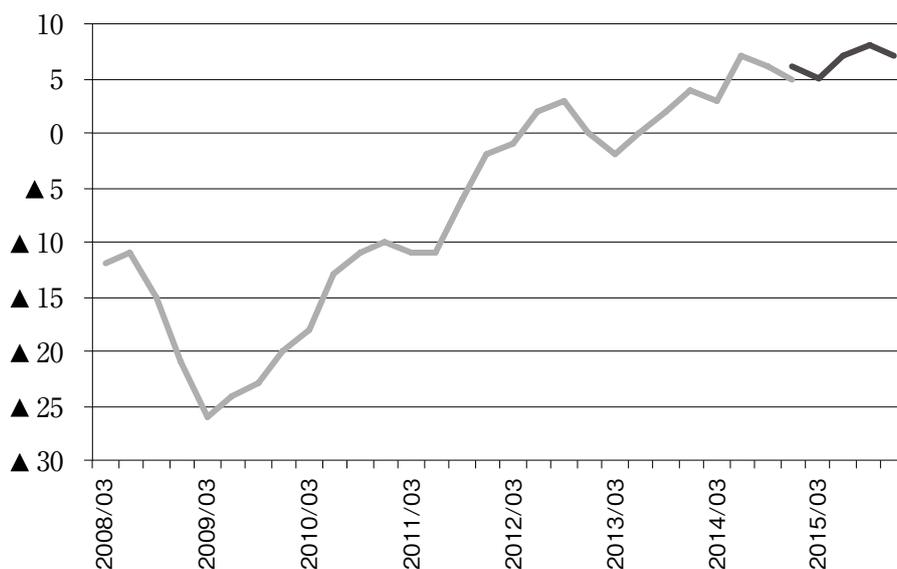
図1は、日本銀行短観による東北地方の企業の「資金繰りDI」の推移を示したものである。

たしかに、震災の起こった2011年3月から6月にかけては、若干、悪化しているが、当初心配されたような、大きな落ち込みは見られなかった。しかも、2011年9月以降は改善基調にあり、2013年3月期前後の時期を除けば、資金繰りDIはプラスの領域を推移している。

こうした資金繰りの改善をもたらしている大きな理由は、東北地方の金融機関の積極的な融資姿勢にあると思われる。たとえば、図表にはあげていないが、日銀短観によると、金融機関の貸出態度DI（「緩い」-「厳しい」回答社数構成比）は、2011年9月期以降プラスを維持しており、2015年12月では17%ポイントとなっている。

表1は、震災後の時期の東北6県の銀行貸出の変化を概観したものである。2010年末から2012年末の（震災直後の）2年間をみると、この期間に全国では貸出の伸びは2.9%であったのに対して、東北地方全体では6.0%と全国比

図1 東北地方の企業の資金繰りDI（日銀短観ベース）（全産業）



(注) 2014年12月期に統計手法に変更があったために、断続している。
(出所) 日本銀行仙台支店

表1 東北各県の銀行貸出の推移

	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	東北地方	全国
2010 - 2012年末	0.7%	12.7%	8.2%	4.5%	4.4%	4.0%	6.0%	2.9%
2012 - 2015年末	10.9%	8.0%	14.5%	9.8%	8.5%	7.2%	10.6%	9.5%
2010 - 2015年末	11.6%	21.7%	23.9%	14.8%	13.2%	11.5%	17.2%	12.7%

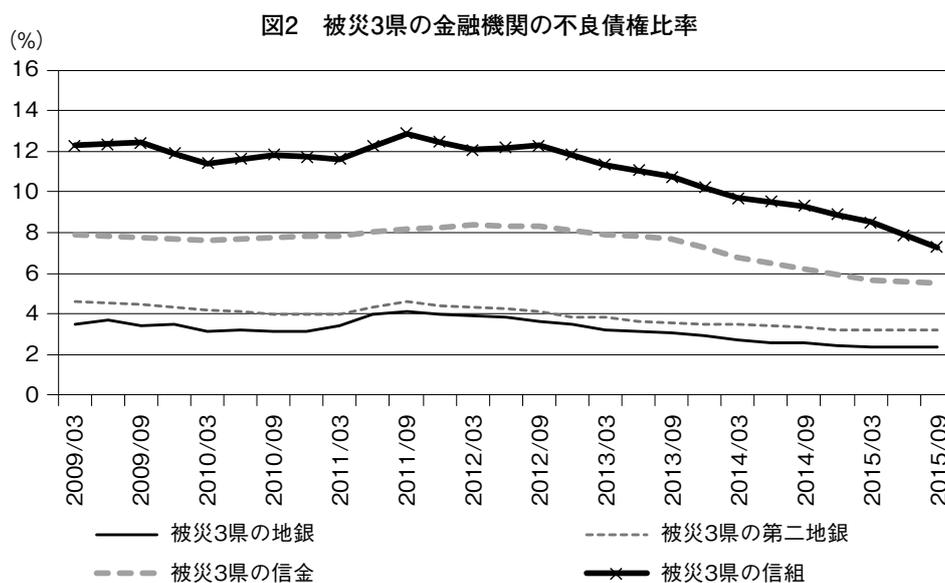
(注) 各年の12月末の貸出金(国内銀行)の数値に基づく。
(出所) 日本銀行

でかなり高い伸びを記録している。ただし、6県に分けて見ると、岩手県や宮城県の伸びが高い一方で、青森県では0.7%と低迷している。

次に、2012年末から2015年末までの3年間の状況を見ると、全国と東北地方の貸出金の伸びはそれぞれ9.5%と10.6%となっており、依然として東北地方の伸びの方が高いが、その差異は小さくなっている。東北6県の中では、宮城県が最も高い伸び率を記録している一方、2010 - 12年末には最も低い伸びを記録していた青森県が2番目に高い伸び率となっている。こうした中で、福島県は2012 - 2015年末の時期において最も伸び率が低く、2010 - 2015年末の全期間を通して全国と比べてわずかではあるが低い伸びにとどまっている。

このように貸出金の推移から見ると、地域別には若干の差異が見られるものの、東北地方を全体としてとらえる限り、震災後、全国比で金融環境が厳しくなっていることはなかった。しかし、「貸出残高の増加には被災地の地方公共団体向けが多く寄与している」(東北経済産業局『東北経済のポイント 平成27年版』)点や大企業向け貸出などが伸びている点などを考慮すると、個々の中小企業の金融環境についてより詳細な検討が必要である。

一方、金融機関が貸出を積極的に実施できてきた理由の一つが、全市区町村に災害救助法が適用された宮城県、福島県、岩手県(以下、被災3県)での信用リスクが低下していることである。図2には、被災3県の金融機関の不良債権比率



(出所) 各金融機関のディスクロージャー誌および決算短信に基づき、筆者作成。

債権比率の推移を示している。

顕著なのは、信用金庫や信用組合の不良債権比率が大きく低下していることである。不良債権比率が改善したのは、震災や津波により新たな不良債権が発生した一方で、これまで不良債権に区分されていた建設業界への貸出資産が復興需要により優良化した効果や、不良債権処理を加速したためであると考えられる。ただし、復興需要が減少するにつれ、建設業界への貸出資産が再び不良債権化する可能性が残されている。第5節で議論するように、今のうちに、建設会社の経営体質を強化しておくことが重要な課題であることを強調しておきたい。

3. 個別企業の状況の把握の試み¹

3.1 震災復興企業実態調査

ここでは、個々の企業の状況を把握する貴重な取り組みとして、筆者の一人（相澤）も参加した、東北大学経済学研究科・震災復興研究センター「震災復興企業実態調査」を使った研究を紹介しておきたい。

この実態調査は、2012年7月、2013年8-9月、2014年8-9月、2015年10-11月に、県内全域が特定被災区域に指定された岩手県、宮城県、福島県と特定被災区域に指定された八戸市に本社がある従業員1名以上の会社を対象として実施され、被災状況や資金調達、設備投資・移転・サプライチェーン、雇用管理について質問を行っている。そして、この調査結果を活用して、これまで、相澤（2016）、西山他（2013、

2014、2015、2016）、内田他（2013、2014、2015、2016）などの研究が発表されている。

3.2 債務負担の削減

東日本大震災の発生により、被災地の家計や中小企業の二重債務問題が懸念された。二重債務問題とは、既往債務が負担になって新規資金調達が困難になることを指す。更に、震災前からの借入と震災後の新規借入の二重の債務負担を負って返済に苦しむことを意味する場合もある。そこで、個人版私的整理ガイドラインが策定され、産業復興相談センター・産業復興機構と東日本大震災事業者再生支援機構が設立され、既往債務の買取と債務負担の軽減に取り組み、債務者が債務の削減と新規借入を行いやすい環境を整備した。

債務負担の削減について内田他（2013、2014、2015、2016）に基づいて、震災発生時に借入残高が1位であった金融機関である「借入1位金融機関」から既往債務負担の軽減を受けたと回答した企業の比率をまとめると、表2の通りである²。

表2によると、債務負担軽減を受けた企業が全体に占める割合は、2012年度調査から2014年度調査にかけて年々低下していたが、2015年度調査では若干であるが、増加している。その理由として、内田他（2016）では、事業の再建がうまくいかずに再び債務負担を軽減された企業が存在しているためではないかと指摘している。もしこれが事実であるとすれば、一時的

1 本稿では、金融面に関心を当てるが、個々の中小企業に関心を当てる事例集が公表されている。たとえば、中小企業庁「被災地の復旧・復興に貢献された中小企業の皆様方の取組」（2011年8月）では、①被災地の中小企業がどのように事業の再開を行ったか、また被災者支援を実行したか、②どのように事業環境の復旧・改善を行ったか、③どのように雇用確保・生活支援を実施したかを企業別に報告している。また、復興庁は、「被災地での55の挑戦—企業による復興事業事例集—」（2013年4月、2014年4月）を公表している。

2 2012年度復興調査では震災発生以降、2013年度復興調査では2012年7月以降、2014年度復興調査では2013年10月以降、2015年度復興調査では2014年10月以降に既往債務の負担軽減を受けたかどうかを回答している。

表2 借入1位金融機関による既往債務負担軽減の有無（上段：企業数，下段：％）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
軽減を受けた	885 19.6	414 17.3	595 12.5	390 15.7
受けない	3621 80.4	1982 82.7	4163 87.5	2102 84.3
回答企業数	4506 100.0	2396 100.0	4758 100.0	2492 100.0

（出所）内田他（2013, 2014, 2015, 2016）に基づいて、筆者作成。

な返済負担の軽減が効果を持っている間に、企業の収益性が改善できなかったことになる。

次に、東北地方の円滑化対応の特徴を明らかにするために、金融円滑化法終了後の企業の資金調達の状況を全国ベースで調べた植杉他（2015）と比較してみることにした。金融円滑化法施行以降初めて認められた条件変更の内容をまとめた植杉他（2015）と上記の内田他（2013, 2014, 2015, 2016）の負担軽減策の内容

をまとめてみた結果が、表3である。

植杉他（2015）によると、全国ベースで見た場合、条件変更の内容は「返済期間の延長」が最も多く、利子の減免を含むものは16%にとどまっていた。それに対して、震災後の被災地企業に対しては、「返済の猶予（一時停止）」で緊急的に対応する事例も多かったが、「利子の減免」という踏み込んだ負担減額措置が時期を追って増えており、2015年度調査では60%を

表3 借入1位金融機関による既往債務負担軽減策の内容（上段：企業数，下段：％，複数回答可）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	植杉他
利子の減免	274 31.4	189 46.9	346 58.8	224 63.3	240 16.3
返済の猶予（一時停止）	518 59.3	173 42.9	174 29.6	83 23.4	557 37.9
返済期間の延長	311 35.6	137 34.0	172 29.3	103 29.1	802 54.6
債務額の減免	7 0.8	9 2.2	26 4.4	12 3.4	115 7.8
既存借入の劣後化	21 2.4	12 3.0	19 3.2	16 4.5	13 0.9
担保・個人保証の設定解除・減額	20 2.3	8 2.0	20 3.4	23 6.5	-
デッド・エクイティ・スワップ	-	-	-	-	2 0.1
その他	-	-	-	-	123 8.4
回答企業数	874	403	588	354	1,468

（出所）内田他（2013, 2014, 2015, 2016）および、植杉他（2015）に基づき筆者作成。

超えていることが確認できる³。つまり、東北地方では、金融機関にとって痛みの大きな軽減措置がとられる傾向が強かったのである。

3.3 新規借入

表4に示したように、内田他（2013, 2014, 2015, 2016）によると、新規借入を行わなかった理由は、「必要なかった」からと回答する企業が最も多く、その比率は年々増加している⁴。新規借入を求めたが断られた企業数よりも、「必要なかった」と答えた企業数の方がはるかに多く、新規資金の調達という面では二重債務問題は顕在化しなかった。

このことは、日銀短観における資金繰りDIや金融機関の貸出態度DIの結果とも一致しており、震災後の金融環境を維持する努力が功を奏してきたことを意味している。ただし、これは事業を継続している企業からの回答結果であり、資金調達を諦めて廃業した企業が回答者に含まれていないことには注意が必要であろう。

3.4 地震保険や賠償金の影響

相澤（2016）は、2012年度復興調査を使って、震災により全壊、半壊、一部損壊したと回答した企業のうち、地震保険（個人向け）・地震危険担保特約（事業者向け）に加入していて受け取った保険金額を回答した企業について、アンケート回答日までに受け取った保険金の平均額は6,722万円（中央値：300万円、1,354社）であり、東京電力に賠償請求を行い、賠償金を受け取り、かつ金額を回答した企業が受け取った賠償金平均額は、6,405万円（中央値：800万円、493社）だったと報告している。

こうした資金の受取りは、一般に、震災後の復興を促進したと考えられる。しかし、これまでに相澤が行った聞き取り調査からは、逆方向に作用している事例もあることがわかってきた。すなわち、保険金や賠償金で借金を返済することができ、更には自身が高齢で後継者にも心当たりがない場合には、入金をきっかけとして廃業を決断した事業者が少なくなかったようである。ただし、ここで留意しておかねばな

表4 新規借入を行わなかった理由（上段：企業数，下段：％）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
必要なかった	2,786 91.0	1,722 93.2	2,776 93.8	2,004 94.4
断られると思った	206 6.7	90 4.9	134 4.5	81 3.8
断られた	69 2.3	36 1.9	50 1.7	38 1.8
回答企業数	3,061 100.0	1,848 100.0	2,960 100.0	2,123 100.0

（出所）内田他（2013, 2014, 2015, 2016）

3 債務額の減免との回答が被災地で少ないのは、過剰債務に陥った企業が事業を継続しなかったり、回答企業から漏れていることが考えられる。

4 2012年度復興調査では震災発生以降、2013年度復興調査では2012年7月以降、2014年度復興調査では2013年10月以降、2015年度復興調査では2014年10月以降の新規借入について回答している。

らないのは、小規模事業者は、自身（あるいは自社）の技術・ノウハウを正確に評価できていない場合が多く、本来なら、（社会的な意味で）事業を継続すべき企業が、保険金や賠償金の入金をきっかけに廃業してしまっている可能性があるという点である。金融機関にとっては、融資の完済を受けさえすれば問題がないように見えるかもしれないが、価値ある企業の廃業は、地域経済や当該金融機関の将来にとって大きなマイナスであることを認識しておかねばならない。多くの情報を持ち、様々な業種の事業者と接する機会がある地域金融機関職員や税理士、中小企業診断士は、中小企業の経営者や従業員よりもその企業の価値を客観的に評価できることが多い⁵。単に債権が回収できるかどうかではなく、事業の価値を見極めて、事業者が「誤った」廃業の決断をする前に、必要な支援することが求められている。

4. 政策対応の効果

東日本大震災に対する中小企業金融に関連する政策対応としては、金融円滑化法の延長、金融機能強化法の改正、東日本大震災復興緊急保証の創設、および、政策金融機関による特別貸付の創設、などがあげられる。このうち、金融円滑化法に基づく返済条件の変更については、前節で触れたので、残りの3点について述べることにする。

4.1 公的資本の注入

金融庁は、震災直後の2011年5月に、金融

機能強化法の改正法案を国会に提出した。改正法では、震災の影響を受けた金融機関が国の資本参加を受けようとする場合には、(1)経営責任が問われない、(2)収益性・効率性等の向上の具体的な目標を求めない、(3)国の資本参加のコストを、平時に求められる水準よりも引き下げる、といった震災特例が設けられた⁶。

2011年9月から金融機能強化法に基づく公的資本注入が開始され、これまでに総額1,890億円の資金が東北地方の地方銀行2行、第二地方銀行2行、信用金庫4金庫、信用組合2組合に対して、優先株式、期限付劣後特約付金銭消費貸借（劣後ローン）、信託受益権として注入された（表5参照）。

たとえば、七十七銀行は、2011年4月に、金融機能強化法に基づく国の資本参加の検討を表明し、実際に12月に資本参加を受けている。同行は、「地域と共にある金融機関として、震災復興に向け国と連携して十分な資金供給をはかり、金融仲介機能を発揮していくことが最優先すべき課題」であることから、「さらに自己資本を充実させ、地域社会・経済の復興、発展に貢献していく」ために、資本注入を受けることにしたと説明している。

政府は、被災地の地域金融機関の資本を増強することにより、大震災に伴う損害を償却しても資本が不足することがないようにし、それにより、地域金融機関の健全性を高め、地域の金融機能を維持した。公的資金の資本注入の申請が、「危ない銀行だ」との風評を起こすことが心配されたが、そうしたことは起こらなか

⁵ 専門家と地域金融機関が協働して中小企業を支援することの重要性については、家森（近刊）を参照して欲しい。

⁶ 家森（2011）は、資本注入による支援の枠組みを整備することの必要性を主張した。

った。結果的に見れば、被災地では、取り付け騒ぎが問題になることもなく、また金融機関の資金が逼迫する状況も起こらなかったが、地域金融機関の経営に対する地域社会の信頼度を確保するなどの面で一定の効果があつたと評価できよう。

また、「経営強化計画」の履行状況が金融庁のホームページで公開されることにより、注入を受けた地域金融機関は東日本大震災からの復興に取り組みねば、国民から強い批判を受けるといふ圧力を常に感じることになり、取り組み姿勢がより一層強まったと評価できる。たとえば、東北財務局が、2011年度から2013年度までの期間に「地域密着型金融に関する取り組みへの顕彰」を行った地域金融機関を見ると、2011年度は5社中3社（仙台銀行、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫）、2012年度は3社中1社（きらやか銀行）、2013年度は5社中3社（七十七銀行、石巻信用金庫、東北銀行）が、公的資本の資本注入を受けた金融機関であった。公

的資金がこうした取り組みを強く促進したことを示唆している。

4.2 信用保証制度

東日本大震災で直接・間接の被害を受けた中小企業を対象に、信用保証協会が借入額の100%を保証する東日本大震災復興緊急保証が実施された。この保証制度では、一般保証とは別枠であり、さらに、保証料率が0.8%以下に優遇された。

図3は、宮城県信用保証協会の保証承諾実績（月次）を（トレンドを見るために）12ヶ月で移動平均化したものである⁷。これを見ると明らかのように、震災以降の1年間、保証承諾は増加傾向をみせた。単月の原計数で見ると、2011年9月は255億円（前年同月比178.9%）、2012年3月は260億円（同196.5%）を記録した。また、たとえば、2010年3月と2015年3月の信用保証協会付きの融資残高を比較すると、宮古信用金庫は1.37倍、気仙沼信用金庫が1.20倍な

表5 東北地方の金融機関の改正・金融機能強化法に基づく公的資本参加

決定日	金融機関名（県名）	金額
2011年9月14日	仙台銀行（宮城県）	300億円
2011年12月8日	七十七銀行（宮城県）	200億円
2011年12月28日	相双信用組合（福島県）	160億円
	いわき信用組合（福島県）	200億円
2012年2月2日	宮古信用金庫（岩手県）	100億円
	気仙沼信用金庫（宮城県）	150億円
	石巻信用金庫（宮城県）	180億円
	あぶくま信用金庫（福島県）	200億円
2012年9月13日	東北銀行（岩手県）	100億円
	きらやか銀行（山形県）	300億円

（出所）金融庁ホームページの各金融機関「経営強化計画の概要」により筆者作成。

⁷ 東日本大震災復興緊急保証の保証承諾実績（2011年5月～2014年1月末）だけで比較すると、最も利用の多いのは福島県（2,273億円）で、宮城県（2,000億円）、岩手県（1,565億円）の順で続いている。

どとなり、被災地域の地域金融機関が信用保証を利用しながら、地域企業に資金を供給したことがわかる。

また、内田他（2013, 2014, 2015, 2016）は、震災によって、直接的あるいは間接的な被害を受けた企業と被害を受けなかった企業について、新規借入時に信用保証協会保証をつけたかどうかをまとめている。その結果をみると（表6参照）、震災発生以降の新規借入について、2012年度調査では、被害のあった企業も被害

のなかった企業も過半数が信用保証を付けて新規借入を行っている。その後、震災からの時間がたつにつれて、信用保証を付けずに新規借入を行う企業が徐々に増えてきているが、現在でも4割を超える高い水準が続いている。

このように、震災からの復興の時期に信用保証制度による信用補完が企業の資金調達に大きな役割を果たしたことは明白である。

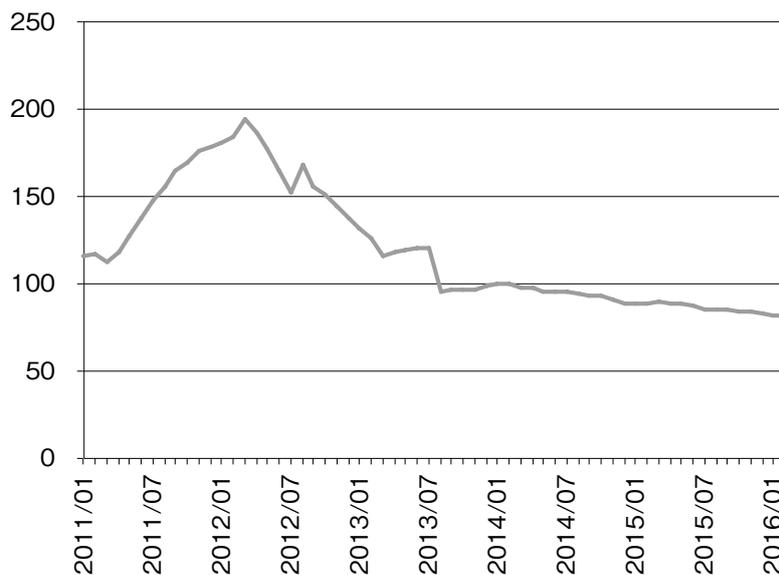
積極的な信用保証の展開が震災によって一時的な困難に陥った企業を支えたことは確か

表6 新規借入における信用保証協会保証の有無（上段：企業数、下段：%）

	2012年度			2013年度			2014年度			2015年度		
	被害あり	被害なし	全回答	被害あり	被害なし	全回答	被害あり	被害なし	全回答	被害あり	被害なし	全回答
信用保証あり	1,204 55.6	193 59.9	1,397 56.2	354 44.0	69 47.6	423 44.5	602 43.8	162 49.7	764 44.9	367 40.5	101 47.9	468 41.9
信用保証なし	961 44.4	129 40.1	1,090 43.8	451 56.0	76 52.4	527 55.5	772 56.2	164 50.3	936 55.1	540 59.5	110 52.1	650 58.1
回答企業数	2,165	322	2,487	805	145	950	1,374	326	1,700	907	211	1,118

（出所）内田他（2013, 2014, 2015, 2016）

図3 宮城県信用保証協会の保証承諾実績（12ヶ月の移動平均）（単位 億円）



（出所）宮城県信用保証協会のHP掲載のマンスリーレポートに基づいて、筆者作成。

あるが、その裏で、経営再建の目途の立たないような企業の問題先送りに使われた心配がある。この点から、事後的な代位弁済の発生状況を確認しておくことは重要である。

ここでは、2013年度と2014年度の東北6県の各信用保証協会の代位弁済の状況を確認しておくことにした。その結果が表7である。まず、東日本大震災復興緊急保証等が含まれる「100%保証」の部分を見ると、両年度とも全国に比べて東北6県の代位弁済率は低くなっている。とくに、2013年度に比べて、2014年度には全国と東北6県の差は拡大している。とくに、福島県の代位弁済率は両年度とも1%未満と際だって低くなっている。ただ、被災地の間でも宮城県のように全国並みの県もあり、東北6県の間で代位弁済の発生状況はかなり異なっている。また、責任共有（部分保証）の対象になっている一般の信用保証に関しても、全国の代位弁済率に比べて東北6県の代位弁済率は低い値となっている。

このように、これまでのところ、震災後の信

用保証の急増が代位弁済の増加を引き起こしてはいない。しかし、東日本大震災復興緊急保証の保証期間は最長10年とされており、また、震災特需の影響から、問題が顕在化していないだけかも知れない点には注意が必要である。

筆者の一人（相澤）が、震災後からこれまでに行った聞き取り調査によると、既に事業を再開したり、事業の中断がなかった事業者の中には、震災前からの減収分と震災後にかかった追加費用を東京電力株式会社から受け取っている場合がある。たとえば、被災地の旅館では、震災後に一般観光客が減ってしまい、復興工事関係者の宿泊が中心となっている。その際、工事関係者は格安プランで宿泊しているために売上げは減収になるが、正規料金との差額を東京電力株式会社から補填されているとのことであった。このような場合、事業が継続され、利益が計上されているため、一見問題がないように見える。しかし、震災復興工事が終了したり、賠償金の受取額が減ると、問題が顕在化する心配がある。

表7 県別の代位弁済率の状況（2013年度～2014年度）

	責任共有対象		100%保証制度	
	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度
宮城県	3.3%	2.1%	2.9%	2.4%
福島県	0.8%	0.7%	0.9%	0.8%
岩手県	2.1%	1.2%	2.7%	1.7%
青森県	0.9%	0.6%	2.1%	2.4%
秋田県	1.1%	1.4%	1.7%	1.5%
山形県	0.5%	0.4%	1.7%	1.1%
東北6県合計	1.4%	1.0%	2.0%	1.6%
全国	1.5%	1.2%	2.6%	2.5%

(注) 東北6県全体は、6県の代位弁済額および債務保証残高を合計して計算しており、いわば加重平均となっている。

(出所) 中小企業庁の資料。

4.3 政策金融機関

東日本大震災により直接被害を受けた中小企業者などを対象に、非常に優遇した条件で日本政策金融公庫や商工中金などの政策金融機関が貸付を行う、東日本大震災復興特別貸付が新設された。また、民間企業からの貸付の呼び水になるように、震災復興支援資本強化特例（震災対応型資本金劣後ローン）も設けられた⁸。

図4は、このうち、日本政策金融公庫による震災関連融資（被災3県分）の実績を示している。2011年度の実績は2万件超であり、2,600億円を超える融資を行っている。震災直後から、政策金融機関が積極的に被災企業の資金ニーズに応えたことがわかる。

一方で、震災から時間がたつにつれて、日本政策金融公庫の全国ベースでの震災関連融資

は大幅に減少する（2011年度2.8兆円→2014年度1,900億円）一方で、東北地方での融資実績が依然高い水準で推移していることから、東北地方の企業金融が依然として脆弱であることを示唆している。

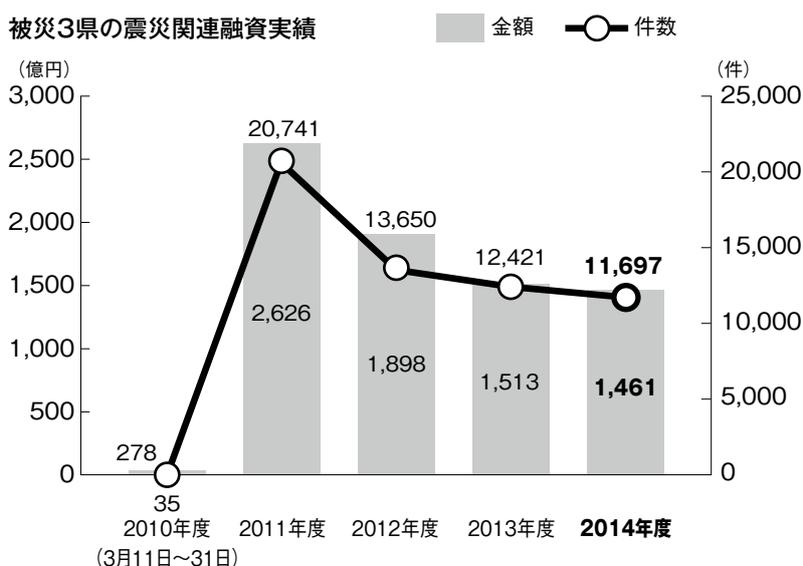
5. 本業の収益力向上に向けた動き

5.1 貸出先企業の売上低迷と本業支援

貸出先企業の売上低迷は、貸出を実行した金融機関にとっても懸念材料であり、その企業の取引先や地域経済にも影響が及ぶ。貸出先企業の売上低迷は、金融機関にとって大きな課題であり、その解決策として本業支援に積極的に取り組んでいる金融機関がある。

たとえば、きらやか銀行と仙台銀行は、持株会社・じもとホールディングスを2012年10月に設立し、2013年4月に地域の中小規模事業者

図4 日本政策金融公庫による震災関連融資の実績



(出所) 日本政策金融公庫『ディスクロージャー誌 2015年』。

⁸ 家森他（2014）では、企業アンケート調査によって、リーマンショック以降の時期の公的金融機関の活動について分析を行っている。

に対する本業支援を基本方針とすることを決定した⁹。じもとホールディングスは、事業性評価ができる職員や高度な専門性を持つ職員を育てるための研修やスキルアップ研修を実施している。企業に対しては、事業性評価ヒアリングシートを活用したり、モニタリングやヒアリングにより経営課題を把握し、事業再生支援等を実行している。

2014年10月には、じもとホールディングス内に本業支援戦略部を新設し、営業店から寄せられた事業ニーズを仕分けする情報トレーダーや専門性の高い案件に迅速に対応するために事業コーディネーターを置いた。更には、捨てる業務の選択を行い、法人渉外行員と本業支援を実践できる行員を増員し、店舗の統廃合を行うなど営業推進体制を再編した。その結果、宮城と山形の情報をつなぐことに成功し、本業支援戦略部の新設後のビジネスマッチングの成約件数は、大幅に増加（2014年度上期成約件数14件、下期成約件数41件、上期比3倍）するなど、成果が生まれ始めている。

5.2 担保付融資からプロジェクトファイナンスへ

金融機関は、自らの負うリスクを削減することを目的として、損失可能性を推計しやすい担保付の融資を選好する傾向が強いという問題がある。このような傾向は、リスクマネーの引き受け手を減らしてしまい、地域経済を長期的に成長させる戦略をとり難くさせる。このような

課題に対して、事業計画の蓋然性の高さを評価して貸出を実行した事例が東北地方でも生まれてきた。

たとえば、東北財務局から顕彰された、東北銀行の「プロジェクトファイナンスの手法を応用した公民連携事業体の創業支援」がその一例である。これは、岩手県紫波町が駅前町有地を活用するために、まちづくりの中心となる事業者を公募し、その結果、オガールプラザ(株)を運営会社として選定した際に、テナントからの賃料収入を担保化し、不動産担保や保証人に依存しないプロジェクトファイナンスを同社に対して実施した事例である。

東北銀行のNews Release（2012年6月12日、2014年7月31日、2015年4月2日）等によると¹⁰、2011年4月に「岩手県フットボールセンター」、2012年6月に公民連携施設である「オガールプラザ」が整備され、オガールプロジェクトは、年間交流人口が70万人を超える大きな賑わいを創出した。更に、2013年10月に紫波型エコハウス基準による宅地分譲が始まり、2013年3月に公募決定した民間複合施設「オガールベース」が2014年7月にオープンし、年間約80万人を超える交流人口を創出している。2015年4月1日に紫波新庁舎の整備事業（PFI事業）に対するプロジェクトファイナンスについて、東北銀行が主幹事となり、紫波町内に本支店を置く4金融機関が連携し、シンジケートローンを組成した。

東北銀行は、多額の設備投資額にも関わらず、

9 ここでの記述は、じもとホールディングス・きらやか銀行・仙台銀行「経営強化計画」（2015年6月）および、じもとホールディングス・きらやか銀行・仙台銀行「経営強化計画ダイジェスト版」（2015年6月）に基づく。

10 以下の記述は、東北銀行のNews Release、「2014会社説明会」資料、「経営強化計画の履行状況報告書」（2014年12月）、「経営強化計画の履行状況報告書」（2015年6月）、および、東北財務局「プロジェクトファイナンスの手法を応用した公民連携事業体の創業支援（金融機関名）東北銀行」、に基づいている。

事業計画の蓋然性の高さに着目し、不動産担保や保証、企業の信用力に依存しない融資を実行した。また、町有地に中核施設を円滑に立ち上げることに寄与した。その結果、同地区に民間事業者による新たな事業を誘発したと評価できよう。

5.3 地域経済の低迷と地域金融機関の長期目標

地域経済の衰退という課題に対して、地域金融機関の最重要な目標として地域の成長を挙げることで、短期的な高収益を達成するための選択だけではなく、長期的な視点に立った選択を可能にした事例がある。

山形銀行は、第18次長期経営計画『やまぎん イノベーション・プランⅢ（平成27年4月から平成30年3月）』で、地方創生（地域の成長）と収益の拡大（銀行の成長）を目標に掲げている¹¹。地方創生では、山形県内のGDPや新規雇用数、事業承継・M&Aの関与件数を数値目標に挙げている。地方創生と収益の拡大を達成するために規模の拡大、生産性の向上、企業ブランド・CS強化、人財力の向上、地域価値創造を課題として掲げている。総合企画部山形成長戦略推進室は、銀行の通常業務から切り離れた専担者5名が配置され、山形県内の地域資源を活用し、新産業を創出し、県内の雇用を拡大し、地域の将来を支える産業・企業をサポートすることを目的としている。

将来、この取組が地域の実体経済に正の影響を与えたことが示されるならば、地域金融機関の存在価値は高まるだろう。

5.4 東北大学の産学官金連携「金融人材育成講座」

東北大学大学院経済学研究科・地域イノベーション研究センターを中心とする産学官連携の取り組みである「地域イノベーションプロデューサー塾（以下、RIPS）」は、事業者育成、革新的な事業開発、卒塾後の事業化支援を実施している。特に力を入れている「実践ゼミ」では、数人の実務家コーチが一人一人の塾生の事業開発に関して綿密な伴走型指導を行っている（山本・藤本（2016））。卒塾後は、重点支援対象事業（年に5、6件）を選定して、3年間・年4回のフォローゼミと臨時指導を行っている。また、米国プルデンシャル財団から総額1億円の事業化助成金を受け入れ、優れた事業に対して金融支援も実施している。この取り組みは、事業者を育て、地域の雇用機会を拡大することを目的としている。

東北大学大学院経済学研究科・地域イノベーション研究センターは、上記の事業者育成・支援に続いて、高度な目利き力と伴走型支援力を習得させるための支援者向け人材育成プログラムである地域イノベーションアドバイザー塾（以下、RIAS）を開塾した。2015年10月に開講されたアドバンストコースでは、RIAS（支援者）の塾生がRIPS（事業者）の授業に立会い、支援者は地元企業が新事業を開発する際に直面する課題を認識し、事業計画の作成支援を学び、有効な支援手法について学ぶ。この支援実習は、支援側の人的資産の質を向上させ、金融機関の機能を強化することにつながる。

このように東北地方において、震災後の復興

11 ここでの記述は、山形銀行「平成27年度 会社説明会～平成27年3月期決算概要～」(2015年3月)に基づく。

の中で「学」がリードする形で、産学官金の連携が強化されてきていることは注目に値する。

6. むすび

本稿では、東日本大震災後の東北地方での中小企業の金融面の状況を対象にして分析した。まず、被災地の中小企業の金融面の環境は、東日本大震災による甚大な損害にもかかわらず、大きく悪化することはなく、全国比で見れば、金融環境は決して悪いものではなかった。このことは、個別企業に対するアンケート調査でも裏付けられている。少なくとも、東日本大震災後の復興が金融面の制約によって立ち後れているといった事態は避けられてきたといえそうである。

こうした良好な金融環境を維持できてきたのは、地元の金融機関の努力とともに、政策的な取り組みのおかげであった。しかし、同時に、こうした施策は、効果が出ている内に本業の収益力を向上させなければ、結果的に問題を先送りしてしまったことになりかねない。このために、東北地方の地域金融機関は、新しい融資手法を利用したり、人材育成に力を入れたりしながら、前向きに取り組んでいる。こうした取り組みはすぐには効果をもたらすわけではなく、継続して取り組んでいくことで成果が徐々に現れてくるたぐいのものである。こうした取り組みが継続されるように、経営陣の強いコミットメントが期待される場所である。

【参考文献】

- 相澤朋子（2016）「地域金融—東北地域の構造的課題と高付加価値の創出—」, 東北大学大学院経済学研究科地域産業復興調査研究プロジェクト編『東日本大震災復興研究Ⅴ 震災復興は東北をどう変えたか』, 南北社, 221-238頁。
- 植杉威一郎・深沼光・小野有人・胥鵬・鶴田大輔・根本忠宣・宮川大介・安田行宏・家森信善・渡部和孝・岩木宏道（2015）「金融円滑化法終了後における金融実態調査結果の概要」RIETI Discussion Paper Series (15-J-028)。
- 内田浩史・植杉威一郎・小野有人・細野薫・宮川大介（2013）「被災地企業の資金調達」, 東北大学大学院経済学研究科地域産業復興調査研究プロジェクト編『東日本大震災復興研究Ⅱ 東北地域の産業・社会復興と再生への提言』, 河北新報出版センター, 36-53頁。
- 内田浩史・植杉威一郎・小野有人・細野薫・宮川大介（2014）「被災地企業の資金調達」, 東北大学大学院経済学研究科地域産業復興調査研究プロジェクト編（2014）『東日本大震災復興研究Ⅲ 震災復興政策の検証と新産業創出への提言』, 河北新報出版センター, 33-51頁。
- 内田浩史・植杉威一郎・小野有人・細野薫・宮川大介（2015）「被災地企業の資金調達」, 東北大学大学院経済学研究科地域産業復興調査研究プロジェクト編（2015）『東日本大震災復興研究Ⅳ 新しいフェーズを迎える東北復興への提言』, 南北社, 22-42頁。
- 内田浩史・植杉威一郎・小野有人・細野薫・宮川大介（2016）「被災地企業の資金調達」, 東北大学大学院経済学研究科地域産業復興調査研究プロジェクト編『東日本大震災復興研究Ⅴ 震災復興は東北をどう変えたか』, 南北社, 22-42頁。
- 西山慎一・増田聡・大澤理沙（2013）「被災地企業の基本情報と被災状況」, 東北大学大学院経済学研究科地域産業復興調査研究プロジェクト編『東日本大震災復興研究Ⅱ 東北地域の産業・社会復興と再生への提言』, 河北新報出版センター, 19-35頁。
- 西山慎一・増田聡・大澤理沙（2014）「被災地企業の復興状況」, 東北大学大学院経済学研究科地域産業復興調査研究プロジェクト編（2014）『東日本大震災復興研究Ⅲ 震災復興政策の検証と新産業創出への提言』,

- 河北新報出版センター, 16-32頁.
- 西山慎一・増田聡・大澤理沙 (2015)「東日本大震災被災地企業の復興状況」, 東北大学大学院経済学研究科地域産業復興調査研究プロジェクト編 (2015)『東日本大震災復興研究Ⅳ 新しいフェーズを迎える東北復興への提言』, 南北社, 4-21頁.
 - 西山慎一・増田聡・井深陽子 (2016)「東日本大震災被災地企業の復興状況」, 東北大学大学院経済学研究科地域産業復興調査研究プロジェクト編『東日本大震災復興研究Ⅴ 震災復興は東北をどう変えたか』, 南北社, 4-21頁.
 - 山本尚史・藤本雅彦 (2016)「地域企業の事業革新支援」, 東北大学大学院経済学研究科地域産業復興調査研究プロジェクト編『東日本大震災復興研究Ⅴ 震災復興は東北をどう変えたか』, 南北社, 259-277頁.
 - 家森信善 (2011)「日本激震! 私の提言 損失負担と公的資金注入の枠組みづくりを急げ」『東洋経済』 4月23日号.
 - 家森信善 (近刊)「金融機関と専門家の協働の重要性とその課題」名古屋中小企業支援研究会・日本公認会計士協会東海会・全国倒産処理弁護士ネットワーク中部地区編著『中小企業再生・支援の新たなスキームー金融機関と会計・法律専門家の効果的な協働を目指してー』(中央経済社 2016年6月刊行予定) 所収.
 - 家森信善・浅井義裕 (近刊)「自然災害ショックと中小企業のリスクマネジメントー東日本大震災の経験をもとにしてー」小川光編著『経済ショックの波及と政策対応ーグローバル化と地域の視点』(仮題)(有斐閣 2016年8月刊行予定) 所収.
 - 家森信善、内田浩史、植杉威一郎、小倉義明、高久賢也、富村 圭、根本忠宣、渡部和孝 (2014)「中小企業金融の環境変化のもとでの政策金融の役割と課題ー「金融機関に対する中小企業の意識調査」の結果をもとにー」『調査と資料』119号 pp.1-95.